

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月22日 20時12分ごろ
発生場所	石川県珠洲市狼煙漁港 禄剛埼灯台から真方位173°680m付近 (概位 北緯37°31.4′ 東経137°19.6′)
事故の概要	漁船第三十六北洋丸は、着岸作業中、係留中のヨットTAKOSANに衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十六北洋丸、19トン AM2-5576（漁船登録番号）、有限会社金丸漁業 B ヨット TAKOSAN、4.9トン 280-44659宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B スタンションに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか甲板員2人（日本国籍1人、インドネシア共和国国籍1人）が乗り組み、翌日のいか釣り漁に備える目的で、狼煙漁港に入港した。 船長Aは、岸壁に左舷着けしているB船を認め、B船の船首方となる岸壁突端付近に左舷着けすることとした。 A船は、着岸作業中、船長Aが岸壁突端までの距離に意識を向けながら操船していたところ、B船に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、家族1人を乗せ、狼煙漁港の岸壁に左舷着けしていたところ、その右舷船首部にA船が衝突した。
分析	A船は、狼煙漁港において着岸作業中、船長Aが、岸壁突端までの距離に意識を向け、船尾方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、係留中、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が、狼煙漁港において着岸作業中、船長Aが、岸壁突端までの距離に意識を向け、船尾方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に衝突したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 着岸する際は、前後に係留している他船に著しく接近しないよう適切な見張りをを行うこと。</li></ul>
--------------	--